

理由：ODA の目的は、国際社会の構成員の大多数を占める発展途上国の発展を支援することであつて、日本の安全と繁栄を確保することではない。この点で、大綱（案）は、主客転倒しており、根本的な間違いを犯している。日本の安全と繁栄は、日本のGDP のわずか0.3%程度にしかならない（自衛隊軍事費の4分の1しかない）ODA の目的にはならないし、なることもできないし、否、その前になつてはならないものである。「われらは、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」のであり、また「われらは、平和を維持し、専政と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。」（憲法前文）がゆえに、我々の崇高な責務として、ODA をおこなうのである。もちろん、我々が、もっぱら利他的な動機にのみ基づいているわけではない（いかなる国民も崇高な理念のみで生きているわけではない）ことはいうまでもない。我々は、ただ、その崇高な理念に基づく行動が究極において、つまり、大綱（案）のというような狭い国益の意味においてではなく、広義の意味においてわれらを利するものであることを自覚しているだけである。

政府開発援助大綱（案）：1. 目的

我が国 ODA の目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験を活かし、ODA により経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国を始めとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を越えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODA を積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料等を海外に大きく依存する我が国としては、ODA を通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODA を通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最も相応しい政策であり、ODA は今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

(1) 開発途上国の自助努力支援

2 行目の「よい統治に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎とな

る『人づくり、制度構築や経済社会基盤の整備』に協力することは、我が国 ODA の最も重要な考え方である。」の『人づくり、制度構築や経済社会基盤の整備』を削って、『貧困削減』だけにするか、または『貧困削減、人づくり、制度構築や経済社会基盤の整備』に変える。

理由：援助の根幹は、「貧困をなくすことである」という日本の援助政策の基本哲学を鮮明にするため。「人づくり、制度構築や経済社会基盤の整備」はもちろん重要であるが、その前に、何よりもまず、「貧困削減」がなされ、国民が全員一体となって、自らの社会、地域、国の発展に努力を傾ける体制ができなければならない。国民自らの主体的努力（大綱（案）のいう「自助努力」）を実現するための第一の課題は、膨大な、大多数の国民の主体的参加を拒んでいる「貧困」をまずなくすことである（私は「貧困」をアマルチャ・センの意味で最も広義に捉え、特に環境的社会的側面を重視するが、詳細は省く）。それがなあって始めて、『人づくり、制度構築や経済社会基盤の整備』が可能となるであろう。ここで、「貧困削減」が第一にあげられていないだけでなく、全くあげられていないのは、大綱（案）の考え方の根本的な欠陥を示す。戦後日本の発展の基礎を築いた「農地改革による『貧困削減』＝国内市場創出」の根本的意義に思いを致すべきである。

政府開発援助大綱（案）：(1) 開発途上国の自助努力支援

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国 ODA の最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては重点的に支援を行う。

3. 重点課題

(1) 貧困削減

ここでは、幸いに第 1 番目に貧困削減があげられている。しかし、残念なことに、その視点は、あくまで経済成長至上主義者の観点である。すなわち、四行目以下に、「同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加すると共に生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。」と。「貧困削減のために、経済成長が重要である」という考え方自身（新古典派新自由主義経済理論）がこれまでの貧困をもたらし続けてきた考え方そのものであったにもかかわらず、無反省に、その考え方がくり返されており、これでは、貧困削減の達成は不可能であろう。この部分は、全面的に削除すべきである。

（もっとも私がそういったところで新古典派は考えを変えないであろうから、「(2) 持続的成長」のところであなた達の考え方は完全に取り入れられているのだから、それで満足して妥協してはどうかといたい。いずれにしろ、貧困削減に経済成長が必要かどうかという論争点について、主流派であるとはいえない一方的な（新古典派の）主張を容れる必要はなからう。

政府開発援助大綱（案）：(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロ等の不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業等の分野における協力を重視し、開発

途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

4. 重点地域

冒頭の「日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。」は、狭隘な国益主義の考え方がもっとも端的に現れている部分である。この項全体を削除すべきである。世界中、どこであれ、(必要性と制約条件のなかで、) 最貧国の最貧地域の最貧層の人々への援助が最も優先的に実施されるべきである。

政府開発援助大綱(案): 4. 重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に重点化を図る。特に、ASEAN等の東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携強化等を十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南西アジア地域における大きな貧困人口の存在を十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国をかかえ、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力をを行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力をを行う。

II 援助実施の原則

まず、冒頭の文言に、「この総合的判断は、透明性と説明責任(アカウンタビリティ)の原則に基づいてなされるものとする。」という文言を追加する。

理由:「国連憲章の諸原則及び以下の諸点(いわゆる従来からの4原則)を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。」という従来からの文言がここで踏襲されているが、これまで、いわゆる4原則が全く実行されてこなかったという点での反省が全く見られないことは驚くべきことである。日本の援助がどうして環境破壊をもたらしてきたのか、軍事大国や軍事政権や人権侵害国にどうして日本の援助が集中してきたのか、「総合的判断」の誤りが明らかである以上、その過ちをくり返さない措置がどうしても必要である。これまで4原則を無視してでも、軍事政権などの「開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合判断」して援助が実行されてきたのであるから、その総合判断は、今後は、国民の前に、正統性(正当性)を証明しなければならない。情報公開と相まって、透明性と説明責任(アカウンタビリティ)が最低限の必要事となる。

次に、4原則を5原則にして、第1原則を次の文言とする。「援助受取国の住民参加の下に、住民主体の開発を支援する。」

理由：援助を真に効果的なものとするためには、それが外部から（日本から）押し付けられたものであってはならず、現地の自然的、歴史的、社会的、文化的などの実情に即したものでなければならず、かつまた当該住民自身の主体的な参加を伴ったものでなければならない。先にも述べてきたように、これまでの援助がしばしば、現地の環境と地域社会を破壊するものであっただけに、この反省は、今回の ODA 大綱見直しの最大の眼目でなければならない。そうでなければ、大綱見直しの意味そのものがないと断じなければならない。

政府開発援助大綱（案）：II. 援助実施の原則

上記の理念に則り、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干涉）及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、ODA を実施するものとする。

- (1) 環境と開発を両立させる。
- (2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
- (3) テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。
- (4) 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

III 援助政策の立案及び実施

最後の4として、「異議申し立て制度」の項目を設けるべきである。

理由：先に述べたように、従来の日本の援助は、特に社会面/環境面において援助相手先において重大なる破壊行為をもたらしてきた。その大半は、現地住民や NGO など関係者からすでに早くから指摘されていたものばかりである。これら関係者からの問題の指摘に対して、十分に耳を傾け、計画が修正されていたら、これらの破壊行為は大いに減少していたであろう。開発への住民参加は、いわゆるオーナーシップの一環であり、関係住民自身の主体的な参加なしには、開発は不可能である。大綱（案）が「2. 国民参加の拡大」として、援助政策の立案及び実施体制への国民参加を謳っているにもかかわらず、相手側における開発への住民参加とその保障メカニズムである異議申し立て制度への言及が全くないのは、理解に苦しむことである。日本の援助による開発には、民主主義、情報公開、住民参加、透明性、説明責任などが必ずなければならないということを日本の援助の実施原則として明言（文書化）すべきである。これまで、これらの原則の実行は相手国政府の責任であるとして、援助する日本側は責任を免れてきたが、そのようなことを繰り返してはならない。そのためにその実行を担保する措置として、世銀、アジア開発銀行などの該当制度を参照して、当該住民その他関係者による異議申し立てを制度化すべきである。

以上、基本点に限って、コメントした。



政府開発援助大綱（案）：Ⅲ援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制
 - (1) 一貫性のある援助政策の立案（内容略）
 - (2) 関係府省間の連携（内容略）
 - (3) 政府と実施機関の連携（内容略）
 - (4) 政策協議の強化（内容略）
 - (5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化（内容略）
 - (6) 内外の援助関係者との連携（内容略）
2. 国民参加の拡大
 - (1) 国民各層の広範な参加（内容略）
 - (2) 人材育成と開発研究（内容略）
 - (3) 開発教育（内容略）
 - (4) 情報公開と広報（内容略）
3. 効果的実施のために必要な事項
 - (1) 評価の充実（内容略）
 - (2) 適正な手続きの確保（内容略）
 - (3) 不正、腐敗の防止（内容略）
 - (4) 援助関係者の安全確保（内容略）

「ODA 大綱見直しに関する公聴会 in 福岡」 報告

楠原圭子（くすはら・けいこ＝FNA事務局）

その「案」は7月、完成した姿で現れた。見直しが発表されたほんの数ヶ月前には形らしきものはなかったはずなのだが。

「ODA 大綱（案）」に関する公聴会は東京と大阪で7月に開催された。当初は福岡での公聴会は予定されていなかったが、大阪での公聴会の折、外務省に対するNGO関係者の熱心な働きかけにより急遽福岡市での開催が決定した。

2003年8月2日、福岡市で外務省主催公聴会開催。外務省からの参加者は須永和男調査計画課長。参加者は約60名、NGO関係者だけでなく、市議や一般市民の参加も多かった。須永課長による大綱案の説明に続き、吾郷健二西南学院大学教授と大倉純子ジュビリー九州共同代表による大綱案への意見、問題提起、それに対し須永課長が回答、その後、会場の参加者から活発な意見・質問があがり、その多くは大綱案への批判であった。

4月の意見交換会でも「国益」明記に批判が集中した。大綱の文言そのものには「国益」とはうたわれていないのだが、「我が国の安全と繁栄の確保」とは国益にほかならない、と指摘されており、外務省側もこれを否定していない。結局、この点でNGO側が納得できる回答は得られなかった。

また、あまりにも心急な大綱決定についての批判も多かったが、「本来、大綱については公聴会を開く必要はない（のに開催して市民の声を聞く努力をした。）」など、誰のための、なんのための大綱見直しか、疑問が深まるばかり。実際、最終的に閣議決定された新ODA大綱は、ほとんど修正されておらず、ご意見募集や公聴会もただ形だけのものとなってしまった。

しかし、公聴会の締めくくり、須永課長の「（福岡での公聴会は）これまでで最も印象に残る公聴会でした。」との感想は、誇張ではなかったようである。

解説・政府開発援助大綱見直しに関する経緯

政府開発援助大綱（ODA 大綱）は 1992 年（平成 4 年）に閣議決定されたもので、ODA の原則や基本方針を定めている。現在、他に ODA に関する法律はない。その原則は以下の通り。

- 1) 環境と開発の両立
- 2) 援助の軍事的用途および国際紛争助長への使用の回避
- 3) 開発途上国の軍事支出、兵器関係の動向に注意
- 4) 民主化、市場経済導入、基本的人権や自由の保障の状況に注意

学者、マスコミ、産業界などからの委員で構成された第一次 ODA 改革懇談会（21 世紀に向けての ODA 改革懇談会・1999 年 1 月最終報告発表）、第二次 ODA 改革懇談会（2001 年 5 月～2002 年 3 月）を経て、期限の定めのない常設機関・ODA 総合戦略会議が設置される。議長は川口順子外務大臣、委員は学者、官界、産業界などから構成され、NGO から 2 名が参加、2002 年 6 月に初会合を行った。

ODA 総合戦略会議の当初の設立目的は国別援助計画の策定とされていた。しかし、草野厚慶応大学教授（「紛争の場における ODA の利用の拡大」を示唆する報告書を出した国際平和協力懇談会のメンバー）が ODA 総合戦略会議に参加しており、同会議の場での ODA 大綱の見直しを提唱するなどの結果、同会議が新 ODA 大綱策定に大きな影響を与えることとなった。

その一方、2002 年 10 月、自民党内の ODA 改革に関するワーキングチームが「ODA 改革の方向性（中間とりまとめ案）」を作成。総合戦略会議の場に参考資料として配付された。

2002 年 12 月、川口外務大臣が「ODA 大綱を見直す」と発表。新大綱決定は約半年後とした。これを受けて、ODA 総合戦略会議で協議が始まる。

以後、実に「速やかに」新大綱閣議決定へ向かった。

2003 年 4 月、外務省は「市民との意見交換会」を全国 4 カ所（東京・大阪・札幌・福岡）で開催、福岡市での開催は 4 月 20 日。

7 月 9 日、「政府開発援助大綱（案）」発表。同時に、この案に対する意見募集開始（8 月 8 日まで）。

7 月 20 日・21 日、外務省は東京と大阪で「ODA 大綱見直し」に関する公聴会開催。

8 月 2 日、福岡市で外務省主催公聴会開催。

8 月 25 日、政府開発援助大綱（案）に関するご意見募集及び公聴会の結果について発表

2003 年 8 月 29 日、政府開発援助大綱閣議決定。

*** 「ODA 大綱見直し」関連情報は以下のウェブサイトでご覧いただけます。***

ODA 改革ネットワーク九州 <http://odanet.nngo.jp/>

外務省 ODA ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

一連の資料については FNA からご提供できるものもあります。事務局へお問い合わせください。

報告・財務省との定期協議

NGO と財務省は年 4 回程度の割合で定期協議を行っています。9 月 3 日の協議会に神崎尚美さんが参加しました。神崎さんは国際環境 NGO ・ FoE Japan のスタッフで国際金融と環境プログラム担当ですが、FNA の運営委員も務めています。

● 神崎尚美 (かんざき・なおみ=運営委員)

9 月 3 日(水)第 23 回財務省定期協議が開催されました。新しい顔がずらりとならぶ会議室。財務省の夏の人事異動で、財務省の職員が大幅に変わったのです。私が上京してまもなく 2 年。その間すでに、二度も人が代わった役職もあります。思わず、興味津々で相手の反応をうかがいます。財務省と NGO も、当然のことながら人と人との関係です。担当者によって、対立的な雰囲気にもなれば、有意義な議論が生まれる関係になれることもあるのです。

年 4 回開催される財務省との定期協議は財務省・NGO 双方から議題が出され、主に政策に関して情報の共有や議論ができる場となってきました。NGO 側の議題はあらかじめ NGO 間でとりまとめられ、財務省に提示されることになっています。議事録は毎回まとめられ「環境・持続社会」研究センター(JACSES)のホームページに掲載されます。(http://www.jacses.org/sdap/mof/index.html)

第 23 回定期協議では、5 つの議題が NGO から挙げられました。議題はアジア開発銀行(ADB)、世界銀行(WB)、国際協力銀行(JBIC)など各機関に関する事、あるいは政府間で調整される政策に関する事など、実に多岐に渡っています。

ADB に関しては、メコンウォッチから森林政策についての議題が出されました。ADB の森林政策は 1995 年に策定されましたが、1999 年以降レビューと改定作業が進められてきました。これまでの森林政策は、主に植林など森林セクター事業に伴う政策であり、インフラ整備や灌漑事業などに伴う森林伐採や破壊に関する政策は含まれていませんでした。また、そこに暮らしている住民が、どのように森林を利用しているかという観点は、ほとんど軽視されてきました。この点に関して、財務省は確かに森林を利用して生活している人への考慮はされるべきだと考えると述べ、NGO に対してぜひ ADB の公開コメント受付期間中に意見を提出してほしいと述べました。(詳細は JACSES ホームページをご覧ください)

本のご紹介

『戦争をしなくてすむ世界をつくる 30 の方法』

戦争は「もう、うんざりだ」と思ったあなたへ。「何かしなくっちゃ」と感じはじめたあなたへ。

「でもやっぱり無理だよなあ」とあきらめているあなたへ。

じつは、わたしたちの生活の近くに「戦争を支えるしくみ」が隠れているのです。それを支えない方向に変えていけば、戦い合わない未来がつかれるかもしれません。そんな方法を集めた本が刊行されました。さまざまな立場の人による、実践的な 30 の提案です。どれでもよいので、何かをはじめるために読んでください。戦争をしなくてすむ世界をつくるのはやっぱり、「あなた」です。

平和をつくる 17 人 [著] 田中優+小林一朗+川崎哲 [編]

合同出版 A5 判変型・144 ページ 定価：本体 1,300 円+税

ロシア・サハリン 石油・天然ガス開発 日本・九州にも関係アリ!?

FoE Japan のスタッフとして神崎さんが手がけている「サハリン・プロジェクト」についての報告です。この計画に対してFoE がとりまとめた要望書にFNAは賛同しています。

●神崎尚美 (かんだぎ・なおみ=運営委員)

「サハリン」と聞いて、何を思い浮かべますか?ある人は宮沢賢治の「銀河鉄道の夜」を思い浮かべるかもしれませんね。またある人は、「樺太」という言葉の方がなじみ深かったりもするかもしれません。東南アジアが身近だった私にとって、北のサハリンは遠い存在で、寒くて暗そうなイメージしかありませんでした。(そんなことをサハリンの人に言ったら怒られます。)一年前の話です。

でもちょっと地図を開いてみてください。サハリンは北海道のすぐ上に、まるでつながるように位置しています。約40kmしか離れていないのです。長い冬の間、サハリンの周辺の海や川は氷で覆われ、深い雪に閉ざされます。しかし春夏の間、ここは生命の躍動する島となるのです。緑が森林を覆い、花々は可憐に咲き、渡り鳥が繁殖のために渡って来、静脈のように島を流れる河川にはサケが遡上します。希少な野生生物も多く生きています。

やがてこのサハリンから日本に向けて、液化天然ガスや石油が運ばれてくる予定になっています。東京電力、東京ガス、九州電力が天然ガスの購買基本合意を締結しています。一番先行している開発は「サハリンII石油・天然ガス開発事業」といい、シェル・三井物産・三菱商事が出資するサハリンエナジー・インベストメント社(SEIC)が事業主体となっています。既にサハリン北東部沖合いの海上に、掘削リグを設置する第1期工事が完了し、原油がタンカーで輸送されており、現在さらに大規模な開発を行う第2期工事が始まるようとしているところです。今年6月上旬、SEICは日本の政府系金融機関である「国際協力銀行(JBIC)」に第2期工事への融資を要請し、JBICでは現在環境審査の最中にあります。要するに私たちの税金を使い、日本企業が参画し、私たちがその恩恵をいただくことになる、とてもつながりの深い事業です。

では、その開発の実態はどうなのでしょう?シェルって高い環境基準を持っているから大丈夫なんじゃないの?石油やガスは私たちの生活の必需品だから、ある程度の環境への負荷は仕方ないんじゃないの?と思われるかもしれませんが、確かにシェルは高い環境基準を持っています。そして、まったく環境に影響を与えず石油開発を行うことなんて不可能です。ですが、環境への影響は予防が第一であることはJBICの新しい環境ガイドラインにも記されています。どうしても予防が出来ない場合は緩和策を講じる必要があります。

開発にともなう、実態の例をひとつ挙げてみましょう。環境影響評価(EIA)というものがあります。開発前の環境の現状調査、開発による影響、対策などの検討を行うものです。深刻な影響がある場合は、計画を変更する必要も出てきます。SEICは、2002年9月にロシア連邦政府にEIAを提出し、既に許認可を得ています。事業の計画についても許認可を得ています。しかし、SEICのEIAには、希少な生物でさえも正確に実態や影響が調査されていません。それどころか、さらに改定版を出すと言うのです。EIAがなぜ必要かを考えれば、事業を進行しながら、EIAを改定していくなんて、とても理解しがたいことです。開発の手法、プロセスについて、多くの問題があり、ここに挙げたのはそのたったひとつの例です。

この石油・天然ガス開発は大規模な開発です。しかも人の目が行き届かない、いわば閉鎖された自然環境の中で行われています。私たち日本の市民が、近い将来その恩恵を受けることになるのです。そのときに、サハリンの自然は、はたしてどの程度守られているのでしょうか。サハリンでは9つの大陸棚石油・天然ガス開発が計画されています。(詳細は<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/index.html>で!)

7月

- 1日 (火) FNA勉強会「ADBとFNA」(あすみん)
- 3日 (木) ODA シンポジウム事前うちあわせ (あすみん)
- 4日 (金) NGO 外務省定期協議・ODA 政策協議会 (東京)
- 12日 (土) シンポジウム「ODA 大綱見直し」は誰のため? 主催・FNA、ジュピリー九州
- 20日 (日) 外務省主催「政府開発援助大綱見直しに関する公聴会」(大阪)
- 21日 (月・祝) 外務省主催「政府開発援助大綱見直しに関する公聴会」(東京)

8月

- 2日 (土) 外務省主催「政府開発援助大綱見直しに関する公聴会」(九電ビル会議室)
- 23日 (土)・24日 (日) 川辺川現地調査 主催: 川辺川現地調査実行委員会

9月

- 1日 (月) FNA 運営委員会 (第2回) (あすみん)
- 3日 (水) 財務省・NGO 定期協議会 (東京) 別途報告参照
- ≪賛同≫ 新ODA大綱に関する申入書 (とりまとめ: ODA ネット東京)



福岡高裁判決後の川辺川ダム建設をめぐる状況

10月31日 (金)、川辺川ダム勉強会を開催します。詳細は本誌 12 ページをご覧ください。

● 土肥勲嗣 (どい・くんじ=運営委員、川辺川を守る会)

今年5月16日の福岡高裁の農民勝訴判決は、川辺川ダム建設をめぐる状況を一変させてしまった。

川辺川ダム本体着工へ向けて、補償が済んでいない一部の土地と漁業権を対象に国土交通省は収用裁決申請を行ない、熊本県の収用委員会において審議が行なわれていた。しかし、農民勝訴の判決を受けて申請した事業計画が「著しく異なるとき」(申請却下要件)に該当するかどうか問題となり、収用委員会において国交省の申請を却下すべきかどうか、現在審議されている(10月27日結論が出る予定である)。

また判決で農水省の「国営川辺川土地改良事業」はその正当性を失ったわけがあるが、水を必要とする農民は存在するのであり、今後どのような利水事業が可能なのか、農水省と流域市町村とともに、熊本県がリーダーシップを取る形で、農民の意向調査が実施されている。従来、行なわれてきた意向調査と大きく異なる点は、説明会や意向調査の方法などを決める事前協議において、原告団と弁護団が当事者として加わったことである。この結果、ダム建設推進派にとって都合のいいような一方的な計画策定は事実上困難な状況となったといえるだろう。

判決は来年度の予算編成へも影響を及ぼした。国交省は、1999年度からダム本体着工関連費を計上してきたが、来年度の予算について概算要求自体しないことを明らかにしている。また農水省も本年度当初比7割減の6億円(新計画を策定する調査費のみ)に削減した。

推進派のある町議会議員は、判決が出る前に「(福岡高裁で農民敗訴の判決が出たら)あとは本体着工までとんとん拍子で進んでいく」と語っていたそうである。しかし結果は、まったくの逆で、ダム建設を訴える国土交通省は、窮地に追い込まれる形となった。とはいえ、自民党総裁選で再選した小泉首相は「引き続き事業推進の努力を続けていく」と述べており、依然として川辺川から目が離せない状況にある。

ニュースちょっと読み

ADB に関するものを中心に情報を集めました。詳細についてはそれぞれの連絡先まで。

- ・「ADB 情報公開マニュアルについて」(7/6FNA-ML 1894)

<http://www.adb.org/Documents/Manuals/Operations/default.asp>

—FNA (fna@minos.ocn.ne.jp)

- ・サムットプラカン汚水処理場に関する情報

「JBIC、円借款全額返済を要求」(7/1メコン・ウォッチML) バンコク週報 2003/6/20~26 より

「JBIC、タイ政府が融資を全額返済と報告」(9/2メコン・ウォッチML)

—メコン・ウォッチ ホームページ (<http://www.mekongwatch.org/issues/klongdan.html>)

- ・「ADBの森林政策について」(9/7メコン・ウォッチML) 世界熱帯雨林運動 (World Rainforest Movement) 会報 2003年5月号より

・「ADB大メコン圏地域経済協力閣僚会議 雲南省で開催」(9/16メコン・ウォッチML) 新華社8/15

・「大メコン圏地域経済協力 (GMS) 閣僚会議関連 ADB 副総裁インタビュー」(9/29メコン・ウォッチML) China Daily9/19より

・「メコン送電網批判プレスリリース」(9/17メコン・ウォッチML) 国際河川ネットワーク (IRN) 緊急プレスリリース 8/5より

—メコン・ウォッチ ホームページ (<http://www.mekongwatch.org/>)

- ・貧困削減戦略に関するADB副総裁との意見交換会のご案内 (9/12ODA-ML)

http://www.adb.org/Documents/Translations/Japanese/Poverty_Strategy_JP.pdf

- ・2004年ADB年次総会(韓国)情報 (9/26ODA-ML)

<http://www.adb.org/AnnualMeeting/2004/default.asp>

http://www.adb.org/AnnualMeeting/2004/participation_ngos.asp

- ・「中国からADB副総裁」(MDBs Update 03/07/14)

・「JBIC、WB、ADB 東アジア社会基盤を共同調査」(MDBs Update 03/09/22)

—「環境・持続社会」研究センター (JACSES) <http://www.jacses.org>

- ・中国紫坪鋪ダムによる世界遺産破壊の危機 (7/18)

—FoE-Japan <http://www.foejapan.org/aid/jbic02/shiheiho/news/20030709.html>

- ・「WTO閣僚会議決裂カンクン報告」(9/21nishi-jubilee-ML)

・「カンクン決裂までの経緯」(9/26WTO-ML3578)

—オックスファム ホームページ <http://www.oxfam.org/japan>

- ・NHK・クローズアップ現代「援助大国日本ODAはどこへ」放送 (9/29)

—NHK ホームページ <http://www.nhk.or.jp/gendai/>

勉強会のご案内

「川辺川ダム勉強会」 ～ ダム開発への疑問

注目を集める熊本県・川辺川ダム。この問題を「論文」として取り上げた大学院生による勉強会です。

日時：10月31日（金）午後7時より9時

場所：あすみん（福岡市NPO・ボランティア交流センター）打ち合わせスペース（エレベーター降りて左）

あすみん：〒810-0041 福岡市中央区大名2-6-46 福岡市立青年センター5階

バス停「西鉄グランドホテル前」下車すぐ、大名小学校となり 電話：092-724-4801

講師：土肥薫嗣（FNA 運営委員、川辺川を守る会） 参加費：資料代として200円（会員無料）

みなさまのご参加をお待ちしています。お問い合わせは下記のFNA 事務局へ！

お手伝いスタッフ募集

FNA は下記のイベントに参加します。当日、ブースで小物の販売などをお手伝いしていただけますか？
1時間だけでも結構です。事務局へご連絡ください。よろしくお願いします。

- ・ハートフルフェスタ 11月8日（土）・9日（日）11:00～18:00 博多リバレイン・アトリウムガーデン
- ・地球市民どんたく 11月15日（土）・16日（日）11:00～18:00 ソラリアプラザ1階
- ・あすばるフェスタ 11月22日（土）・23日（日）10:00～16:00 クローバープラザ（春日市）

お申し込み・お問い合わせ・ご連絡は下記までお願いします。

〒810-0041 福岡市中央区大名2-6-46 福岡市立青年センター5階

福岡市NPO・ボランティア交流センター（愛称あすみん） 気付 連絡ボックスNo.24 FNA 行
（郵便物には必ず「連絡ボックスNo.24」を明記してください。）

電話・ファクス：092-920-1873（電話は留守番電話になっています。ご用件を録音してください。）

Eメール fna @minos.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/2253>

会員募集中！ 年会費（1口）・正会員5000円 ・学生会員3000円 ・購読会員2000円

入会を希望される方は、氏名・住所・連絡先（電話・ファクス・Eメールアドレスなど）を事務局にご連絡ください。

「オープン・アカウント」とは？

英語の「アカウント」には二つの意味があります。ひとつは「銀行口座」ですが、もう一つは「アカウントビリティ」の「アカウント」、「説明」です。従って「オープン・アカウント」は「開設された口座」と「オープンな説明」とのかけことばになっています。

私たちが ADB という公的金融機関を相手にアカウントビリティを求めていく目的で FNA の活動を始めたことから、ニュース・レターにこの名称を使うことになりました。ADB が口座開設（お金）にだけ関心するのではなく、説明責任を果たす機関になってほしいと思います。

オープン・アカウント第12号（発行：2003年10月4日）

編集発行責任：FNA（アジア開発銀行（ADB）福岡NGOフォーラム）運営委員会

編集：梶原圭子